

北谷町宿泊税条例制定について

令和7年10月
建設経済部 観光課
総務部 税務課

1. 宿泊税とは

宿泊税は、ホテル又は民泊に宿泊する方に課税される法定外目的税です。宿泊税の税収は、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられます。

宿泊税を財源とする事業については、公共性を担保しつつ、受益者負担の考え方のもとに事業選定されます。

近年では県外における宿泊税の導入自治体も増えており、県内においては、沖縄県のほか5自治体で宿泊税の令和8年度内の導入を予定しております。

県外における宿泊税の導入自治体 令和7年9月末時点

都道府県：東京都、大阪府、福岡県、

市町村：京都市、金沢市、倶知安町、二セコ町、福岡市、北九州市、長崎市、常滑市、熱海市 等

県内における宿泊税の導入予定自治体 令和7年9月末時点

都道府県：沖縄県

市町村：北谷町、恩納村、本部町、石垣市、宮古島市

2. 宿泊税導入の背景と目的

背景

○北谷町は、軍用地返還を契機としたまちづくりにより、公園やビーチなどの社会資本を整備すると共に、観光事業者誘致事業等の展開により本町西海岸エリアに宿泊施設や商業施設などが集積しており、今日においては年間約300万人が来訪する県内有数の観光地として発展を遂げている。

○第一次北谷町観光振興計画では、観光産業を本町の基幹産業と位置づけ、情報発信の強化や受入環境整備、観光資源の磨き上げによる魅力の向上を推進してきた。

○今後も持続可能な観光地として発展していくためには、観光産業を取り巻く環境変化に対応し、安全・安心な観光地づくりや地域の魅力向上、来訪者の満足度の向上を図る観光施策の展開を加速させる必要があり、そのためには安定的かつ持続的な財源確保が必要不可欠となっている。

目的

○世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、法定外目的税である宿泊税を課する。

3. 使途事業

宿泊税の使途については、北谷町の観光振興計画の基本施策（方針）に基づくとともに、「新規・拡充」、「納税義務者還元」、「事業選定」の3要素の考え方を基に設定した**6本の柱**に沿った取組としております。

6本の柱	使途事業（案）
1. マーケティング基盤の整備	観光プロモーション 等
2. 受入環境の整備	2次交通の充実、景観の保全、オーバーツーリズムへの対応 等
3. エリアの魅力創出	エリアの装飾、定期的なイベントの開催 等
4. 観光資源の保全	伝統文化の保全・活用 等
5. 観光危機への対応	備蓄品の確保 等
6. 徴収に係るコスト	徴収に係る人件費 等

4. 宿泊税の制度概要

項目	制度概要	考え方
課税客体	○旅館業法第2条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く） ○住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊	
納税義務者	北谷町内のホテル等における宿泊者	
徴収方法	旅館業法第2条第1項の許可を受けた者、住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業者による特別徴収	
課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金	
税率、配分	定率制：2.0%（町1.2%：県0.8%）（ただし、税額2,000円を上限とする）	○宿泊税を財源に魅力的な観光地形成を図ることで、宿泊単価の向上を目指しており、定額制に比べ税の伸張が期待できる定率制を採用することで将来の観光施策の充実を図り、観光の好循環となる仕組みを構築する。 ○観光関連団体等で構成する「北谷町宿泊税制度の導入施行に関する検討委員会」において、定率が好ましいとの意見を踏まえ、定率での制度設計を取りまとめた。 ○本町における宿泊税の収入見込み額は、約1.9億円を想定。 ○高価格帯の宿泊者に対する配慮として上限額を設定。2,000円の根拠として、宿泊税導入市町村（二セコ町）を参考としている。

4. 宿泊税の制度概要

項目	制度概要	考え方
課税免除	○学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が実施する修学旅行その他の規則で定める教育活動に参加しているもの又はこれらの者を引率する者 ○公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等又はこれらの者を引率する者	○学校が行う教育活動 修学旅行等については、教育活動の一環であることから公益性を有しており課税免除とする。 ○学校以外の団体が行う教育的意義を持つ活動 中体連、中文連など規則で定める団体が主催する大会への参加で宿泊を伴うもの。
特別徴収義務者への支援策など	○徴収事務交付金 宿泊税の賦課徴収の円滑な運営や管理等の観点から、特別徴収義務者が担う徴収事務に対して、納税額2.5%の交付金を支払う。ただし、導入から最初の5年は3%とする。 ○宿泊税システム整備補助金 宿泊事業者のレジシステム改修等に係る経費の一定割合を沖縄県から補助する予定。	○特別徴収義務者の徴収事務に係る労務や費用の負担を支援するために設定。 交付率については、導入市町村を参考にしている。

5. 課税免除のイメージ

■ 課税免除となる教育活動等

学校が行う教育活動で
宿泊を伴うもの

授業

- ・高等学校(中等教育学校の後期を含む。)の通信制課程の面接指導(スクーリング)

学校行事(特別活動)

- ・修学旅行・林間学校・臨海学校
- ・その他これらに相当する学校行事
(リーダー研修や自然教室等を想定)

課外活動

- ・部活動(例:野球部、吹奏楽部等の活動)
- ・部活動以外による学校代表としての大会参加
(合同チームを含む)
(例:弁論大会、簿記大会等への参加)

〔第1号で規定するもの〕

学校以外の団体が行う
教育的意義を持つ活動
で宿泊を伴うもの

地域クラブ等の活動

- ・規則で定める団体の主催する大会への参加

(主催団体の具体例)

- ・中体連
- ・中文連
- ・日本ポニーベースボール協会(中学校硬式野球)
- ・スポーツ少年団(各種競技)
- ・バスケットボール協会(ミニバスケット)
- ・野球連盟(学童野球) など

〔第2号で規定するもの〕

6. 北谷町宿泊税条例の概要

見出し	条文概要
第1条 宿泊税	世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、法定外目的税として宿泊税を課する。
第2条 定義	「旅館業、住宅宿泊事業、宿泊施設、宿泊、宿泊料金」の各用語を定義
第3条 賦課徴収	宿泊税の賦課徴収については、法若しくは地方税関係法令又はこの条例に定めるもののほか、町税条例の定めるところによる。
第4条 納税義務者	本町の宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。
第5条 課税免除	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行とその他の規則で定める教育活動に参加しているもの又はこれらの者を引率する者や、公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会に参加する学生等又はこれらの者を引率する者は課税しない。
第6条 課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金とし、当該宿泊料金が10万円を超える場合には、10万円とする。
第7条 税率及び税額の端数計算	税率について「100分の1.2」とする。
第8条 徴収の方法	宿泊税の徴収は、特別徴収の方法による。
第9条 特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業の経営者、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
第10条 特別徴収義務者の登録等	旅館業等を経営しようとする者の登録、証票の交付や掲示に関することの規定、特別徴収義務者に異動があった場合の届出、営業休止、再開、廃止があった場合の手続きなどを規定

6. 北谷町宿泊税条例の概要

見出し	条文概要
第 1 1 条 納税管理人	特別徴収義務者が町内に住所等を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるために、納税管理人を定め、町長に申請し、承認を受けなければならない。
第 1 2 条 申告納入	毎月末日までに、前月の初日から末日までの分の納入申告書を町長に提出し、納入金を納入しなければならない。また、一定の要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入も可とする。
第 1 3 条 更生又は決定の通知等	町長は、法第733条の16の規定により宿泊税に係る更正又は決定をした場合は、直ちにその旨を記載した通知書を送付しなければならない。
第 1 4 条 不足金額等の納入の 手続	地方税法の規定に基づく不足金額及び延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額の通知を受けた場合の納入期限及び納入方法
第 1 5 条 徴収不能額等の還 付又は納入義務の 免除	天災等により徴収不能となった場合に、規則で定める申請書及び必要な書類を町長へ提出することにより還付・納入義務の免除ができる。
第 1 6 条 特別徴収義務者の 帳簿の記載義務等	帳簿の記載は、①記載事項（宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、課税対象となる宿泊者数、宿泊税額など）、②保存期間（納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年）とすることの定め
第 1 7 条 帳簿及び書類の電 磁的記録による保 存等	帳簿の全部又は一部について、電子計算機を使用して作成する場合には、帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に代えることができることの定め

6. 北谷町宿泊税条例の概要

見出し	条文概要
第18条 帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等	帳簿の全部又は一部について、電子計算機を使用して作成する場合には、帳簿に係る電磁的記録の備付け及び電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって備付け及び保存に代えることができることの定め
第19条 町税に関する法令の規定の適用	備付け及び保存が行われている帳簿等の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは、町税に関する法令の規定の適用をみなすことの定め
第20条 間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税	夜間執行の制限を受けない等の地方税法施行令の規定を適用する法定外目的税であることの定め
第21条 北谷町行政手続条例の適用除外	宿泊税の賦課徴収に関する処分その他公権力の行使に当たる行為及び行政指導に係る同条例の規定の適用については、町税条例の例による。
第22条 規則への委任	条例の施行に関し必要な事項（細目的事項）を、規則へ委任することの定め
第23条 帳簿の記載義務違反等に関する罪	帳簿の記載義務違反等に該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 ・証票を掲示しなかった者、証票を他人に貸し付け若しくは譲り渡した者、特別徴収の義務が消滅し、証票を町長に返さなかった者 ・帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなく記載せず、若しくは虚偽の記載をし、隠匿した者 ・帳簿を5年間保存しなかった者
第24条 納税管理人に係る不申告に関する過料	納税管理人が正当な理由がなく申告をしなかった場合は、10万円以下の過料を科する。

※附則については省略

7. 北谷町宿泊税条例第8条 特別徴収の流れ

本条例により、宿泊事業者は「特別徴収義務者」となります

STEP1

特別徴収義務者登録

宿泊税を徴収する前に、町へ特別徴収義務者の登録をしていただきます。

[添付書類]

・商業登記簿謄本、旅館業営業許可証、宿泊約款、宿泊料金など

第10条（特別徴収義務者の登録等）

第11条（納税管理人）

宿泊



STEP2

宿泊税の徴収

宿泊者（納税者）から、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収していただきます。

※宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数などの帳簿を備えてください（5年間保存）。



第9条（特別徴収義務者）

第16条（特別徴収義務者の帳簿の記載義務等）

STEP3

申告

毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、申告を町へお願いします。

例：
令和〇年2月申告分（1月1日～1月31日宿泊分）



第12条（申告納入）

STEP4

納入

毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、納入を町へお願いします。

例：
令和〇年2月納入分（1月1日～1月31日宿泊分）



第12条（申告納入）

※沖縄県及び導入4市町村と同様

8. 宿泊税導入までの主なスケジュール（案）

年度	令和 7 年度						令和 8 年度												
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
内容	10 月臨時議会 条例提案			条例公布 (総務大臣同意後)												宿泊税条例施行 (予定)			
		総務大臣協議書提出 (議決後)				①特別徴収義務者への制度説明会、②宿泊税制度の周知・広報													
		※同意までの標準処理期間 3ヶ月				特別徴収義務者登録													



9. 法定外目的税の新設・総務大臣の同意について

法定外目的税の新設変更（地方税法第731条）

第731条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

総務大臣の同意（地方税法第733条）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

法定外目的税新設に係る通知

都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮いただきたいこと。

※総務省自治税務局通知（令和7年1月22日）